

議案第 8 5 号

飯能市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例（案）

飯能市児童福祉審議会条例（平成 1 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（臨時委員）

第 4 条の 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第 6 条第 2 項及び第 3 項中「委員」の次に「及び議事に関係のある臨時委員」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 4 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 児童福祉審議会の項中「委員」を「その他の委員」に改める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市児童福祉審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(臨時委員)</u> <u>第4条の2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。</u> <u>2 臨時委員は、市長が任命する。</u> <u>3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u> 第6条 省略 2 審議会は、<u>委員及び議事に関係のある臨時委員</u>の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席した委員<u>及び議事に関係のある臨時委員</u>の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	第6条 省略 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第 1（第 2 条関係）			別表第 1（第 2 条関係）		
区分	報酬の額		区分	報酬の額	
	支給区分	金額		支給区分	金額
省略			省略		
児童福祉	省略		児童福祉	省略	
審議会	その他	省略	審議会	委員	省略
	の委員				
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		